

車両系建設機械運転技能講習受講申込書

(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

講習日	月	日
-----	---	---

写真
3 cm×2.4cm
2枚
正面・無帽
無背景・上三分身
(1枚貼付
1枚クリップ留め)

■人材開発支援助成金の利用 (有・無) 助成金を利用する方は雇用保険適用事業所番号と保険料率を下記に記入してください。											
事業所 番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	保険 料率	1000分の

注) ★ の欄は必ず本人が記入してください。

★ふりがな 氏名	-----		★生年月日	S	年	月	日
	併記を希望する場合の旧姓 又は通称(要確認書類)			H	(満 歳)		
★現住所	〒 _____		TEL	-	-	-	-
			携帯電話	-	-	-	-
勤務先事業所名			TEL	-	-	-	-
			FAX	-	-	-	-
勤務先所在地	〒 _____						

裏面区分表 に該当する 項目に○を つけてくだ さい。	区 分		学科講習時間	実技講習時間	受講料(税込)	テキスト代等(税込)	合 計
	<input type="radio"/>	裏面区分1に該当する者	9時間	5時間	40,800円	1,700円	42,500円
<input type="radio"/>	裏面区分2に該当する者						
<input type="radio"/>	裏面区分3に該当する者						
注) 一部免除を受けようとする者は、必ずその資格を有することを証明する書面(コピー等)を申込書の裏面に貼付のこと。							

一部科目免除の資格に関する事項 経験証明欄	裏面区分2の者の経験証明(該当する番号を○で囲むこと。)						
	上記の者は、				に、下記のとおり 従事したことを 証明します。		
	① 機体重量3トン以上の車両系建設機械の運転の業務						
	② 積載荷重1トン以上の不整地運搬車の運転の業務						
	③ 機体重量3トン未満の車両系建設機械の運転の業務						
	④ 積載荷重1トン未満の不整地運搬車の運転の業務						
使用車種等: 機体重量 () t 車種型式等 ()							
期 間: S・H・R 年 月 日 ~ S・H・R 年 月 日 (年 ヶ月)							
所 在 地 〒 _____							
事 業 所 名 TEL - -							
代表者職氏名 (印)							

申込日	令和 年 月 日
-----	----------

- 記入していただいた各項目は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
- 旧姓又は通称併記希望者は、戸籍抄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる書類のコピーを添付してください。尚、本籍地の記載はマスキング(黒塗り)してください。
- 受講対象者の年齢は満18歳以上とします。
- 受講料は、当日欠席の場合は返還できません。
- 遅刻をされますと受講できませんのでご注意ください。(時間厳守)

■記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立てはいたしません。

◎実施 管理者	◎受付 担当者	★申 込 者 (受講者本人)	◎受付 番号
------------	------------	-------------------	-----------

◎欄は記入不要です。

※訂正箇所には訂正印を押してください。(修正液等不可)

講習科目の受講の一部が免除される者の区分表（技能講習規程）

区分	受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
1	道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
2	道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は同条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許若しくは普通自動車第二種免許を有し、かつ、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における令別表第7第1号、第2号又は第6号に掲げる建設機械で、内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。次項において同じ。）又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、3ヶ月以上従事した経験を有する者	
3	不整地運搬車運転技能講習を修了した者	

備考：安衛則第36条第9号、第5号の3の業務経験は、特別教育修了者に限る

〈コピー貼付欄〉